

個人番号カードの申請及び受取手続を行う職員の職務専念義務免除に関する要綱

令和4年7月25日
代表監査委員決裁

1 趣旨

個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）第2条第7項に規定する「個人番号カード」を指す。以下、「マイナンバーカード」とする。）は、健康保険証として利用することにより、専用のサイト（マイナポータル）から特定健診情報や薬剤情報の確認が可能となることから、職員がマイナンバーカードを取得することは同職員の健康管理に資するものと認められる。

については、マイナンバーカードの取得を地方公務員法（昭和25年6月26日法律第261号）第42条に基づく厚生計画に位置付けることとし、同手続に要する時間は職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年6月26日条例第38号）第2条第2号（厚生に関する計画の実施に参加する場合）の規定に基づき職務専念義務を免除することができることとする。

2 対象事項

職員が、自身のマイナンバーカードの申請及び受取手続（手続のための移動時間を含む）を行う場合を対象とする。なお、申請手続については勤務場所を離れ市町村役場等の窓口にて申請手続を行う場合に限り、郵送又はオンラインによる申請手続は対象外とする。

また、有効期限の到来による更新手続は対象とし、紛失等による再発行手続については、原則として対象外とする。

3 免除する単位

1時間単位とし、その都度必要と認められる時間とする。

4 手続

総務事務システムにより決裁権者に申請し、承認を得る。

5 実施時期

令和4年7月25日から適用する。